



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

松 太 原 く 小 原 山 渡 島 横 藤 渡 西 宮 藤 は 井  
浦 田 田 す 倉 口 崎 辺 田 山 原 辺 村 原 本 な し 口  
ま や

芳 哲 あ 美 順 昭 一 富 敏 え 一 重 文 良 な 俊 か  
子 二 き 紀 子 人 彦 士 光 み 男 明 孝 人 お や 郎 づ  
子

杉並区議会議長

富本

卓

様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

堀 関 吉 奥 小 新 け 小 河 田 田 押 山 岩  
部 田 山 野 城 し 松 津 中 代 村 田 田

やすし 昌 武 た 清 せ 誠 久 利 朝 さ て な い  
すし 央 武 え 人 つ 一 子 恵 子 と い お お こ ま

杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「以下本条において同じ。」及び「招集に応じ若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、「公務のため」の下に「杉並区の区域外に」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

日額による費用弁償を廃止する等の必要がある。

杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(費用弁償)</p> <p>第七条 議員（議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。）が 公務のため杉並区の区域外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第七条 議員（議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。）以下本条において同じ。）が招集に応じ若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため 旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が招集に 応じ、若しくは委員会に出席したとき、又は公務のため特別区の存する区域内に旅行したときは、費用弁償として日額六千円を支給する。</p> <p>4 略</p>

3 | 略

4 | 略